

平成27年1月9日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

庁舎再編整備特別委員会  
委員長 森山英敏

庁舎再編整備特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 庁舎再編整備について  
(2) その他
- 2 調査の経過 1月9日委員会を開催し、上記事件について協議した。  
執行部より、新庁舎建設候補地エリア検討図追加資料について説明を受け、質疑を行った。

## 庁舎再編整備特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 庁舎再編整備について

(2) その他

2 日 時 平成27年1月9日 午前10時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 大平恭児、富永三千敏、岩井富士夫、志田 貢、佐藤敏雄、大平栄治、  
遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、星 吉寛、  
下村浩延、本田 篤、森島守人、森山英敏、大屋角政、星野武男、  
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 岡部計夫

6 説明員 副市長、酒井企画政策課長、森山企画政策室長

7 書 記 小幡議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (10:00)

森山委員長 岡部委員から欠席の届出がありましたので報告します。定足数に達しておりますので、ただいまから庁舎再編整備特別委員会を開会します。

(1) 庁舎再編整備について

森山委員長 日程第1、庁舎再編整備についてを議題とします。本日は、昨年12月15日の委員会において、基本構想案における建設位置としての小出市街地の周辺エリアについて、資料「新庁舎建設候補地エリア検討図」の説明があり、質疑が行われました。検討図は示されたばかりであったことや、ハザードマップなど補足資料の要請があったことから、あらためて、小出市街地の周辺エリアの考え方について、調査をすることとしたものであります。各委員からはあらかじめ、お目通しいただいたと思いますが、まず、追加資料について執行部への質疑をし、その後執行部の小出市街地の周辺エリアの案に対する各委員の意見を求めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、追加資料について執行部から補足説明はありますか。

酒井企画政策課長 (資料「新庁舎建設候補地エリア検討図追加資料」により説明)

森山委員長 資料について、質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 資料説明をしていただきましたが、まずは委員会で議会として庁舎をつくるのか、つくらないかの方針をきちんと出してから、この話を進めたほうがいいと思いますがいかがですか。今までの委員会できちんとした方針を出してないと思うんですが、本当につくるということで一丸となって進んでいくといった方向でないと、まだ議員それぞれが集約されていないというふうに思いますがいかがでしょうか。

森山委員長 委員会としての結論を先にとというお話がありましたが、過去の委員会の経過の中で特別委員会があったわけですが、その中で一定の一つの方向性が示されております。この委員会で引き続き調査をしていくということで、特に議会で新庁舎をつくる、つくらないという結論を出してから始めなくても、問題ないと考えます。委員の皆さん方で意見があれば、意見交換させていただきたいと思います。

遠藤委員 このことについて、自由討議の提案をします。

森山委員長 しばらくの間、休憩し委員間の自由討議とします。

休 憩 (10:08)

休憩中に委員間自由討議

- ・庁舎をつくる、つくらないについて結論を出すべきか。
- ・特別委員会の設置目的・経過の確認、今後の運営について。

再 開 (10:22)

森山委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 今回庁舎の予定ということで2万平米から2万5,000平米といった数字が出てますが、それは、駐車場・車庫棟等を含めた全体の面積ということですが、この都市計画区域に規程されるのは事務所の部分ということなので、本庁舎の建物だけというふうに考えられますか。それとも駐車場含めでの考えになりますか。

酒井企画政策課長 一連の土地ということで、2万から2万5,000平米全部ということになります。

高野委員 事務所等の床面積が3,000平米を超えるものということですが、4階建てで1万平米、階でいうと2,500平米になります。延床面積と建坪面積のどちらでみますか。また、3,000平米を超えるのであれば井口小には建てられないということでしょうか。資料の2ページ(図：用途地域の具体的な建物用途制限)では、3,000平米以上の事務所は第一種住居地域から左の部分では建てられないことになっているので、例えば井口小や福祉センターには建てられないという理解でよろしいでしょうか。

酒井企画政策課長 1階部分の建坪でなく延床面積でみます。資料1ページに都市計画用途地域図がありますが、左下の凡例で第1種中高層・第2種中高層・第1種住居地域で、緑・薄緑・黄色の地域については建てられないことになります。井口小については薄緑の第2種中高層住居専用地域ということで、延床面積が3,000平米を超えるものは建てられない

という制限があります。

渡辺委員　もし、そこで庁舎をつくるということになれば、都市計画の用途変更が必要になってくると考えてよろしいでしょうか。

酒井企画政策課長　用途地域につきましては、きちんとした理由の中で決定しておりますし、連携の部分もありますので簡単に用途変更はできないものと考えています。

渡辺委員　第2種中高層住居専用地域には病院・大学等がつかれることになっています。病院・大学等は、おそらく3,000平米以上あるとは思いますが、庁舎が一般的な事務所となるかについて疑問があります。庁舎というのは病院・大学等のそういった公共性の高いものとして考えられないのか。

酒井企画政策課長　この制限については魚沼市が独自に定めたものではなく、都市計画でこのような制限になっています。庁舎は事務所等に入ることになります。

渡辺委員　用途変更がそう簡単な理由がなければできないと言いつつも、庁舎というのは非常に大事なものだと思います。そしてまた、地域の皆様方からいい場所にといいことになって、今度はエリアが決まったとします。このエリアから緑と黄色の部分を外すということになりますと、本当に限られたところになると思います。そういった意味で、このエリアの中で考えているのであれば、庁舎の位置等が決まった段階で用途変更をすることは可能でしょうか。

中川副市長　この地域の都市計画用途地域というのは昭和49年に決定がありました。それ以降、当然のことながら農業振興地域等と整合性を図りながら、計画的なまちづくりをしましょうということから始まっています。ですので、現状を追認しない、できるだけ将来のまちづくりの姿というのを定めた上でつくっていかうというのが用途の性格でありますし、また、そこに不適格な建物がある場合は用途を順化するということで、例えば商業地域の中に工場がある場合は、工場地域に移転をしていただく。誘導するというようなことを政策的にやってきた経過があります。庁舎の問題だけ取り上げて用途を見直すということが、不可能ではないが現実的ではない。都市計画の観点から考えると、そういった政策をするまちづくりの基本的な理念が、そこにはないのではないかということが多分指摘されると思います。

森山委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：34）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：35）

森山委員長　休憩を解き、会議を再開します。

渡辺委員　先ほども話を出させておりますが、当局の方から示されているのは川と川、高速道路で囲まれたエリアになっております。そこから黄色と緑を抜いてしまうと、本当に限られたところだけで考えなければいけないことになると思います。そういった意味で、本当にこの場所にエリアを決めてしまっているのか一点疑問がありますし、そしてまた、

本当にこの地域につくりたいということであるならば、庁舎の位置が選べるためには、この用途変更もあり得るんだという形にしないと、なかなか皆さん方から合意は得られないのではないかと思います、いかがでしょうか。

酒井企画政策課長　今はまずエリアを地方自治法第4条2項の関係で利便性を含めて、方向性を出させていただきまして、その中で次はどういうふうクリアしていきましようかということを進めていきたいと思っていますし、適地がどこにあるかと探りながらやっていきたいということで、そこまでは答弁できません。

渡辺委員　そこが答弁できなければ、ここのエリアだと本当に黄色と緑がなくなってしまうんですよ。そんな狭い中で決めてくださいということに対して、このエリアでいいですということが、そこを答弁できなかったらなかなかできないと思います。

酒井企画政策課長　都市計画用途地域の関係については、先ほど副市長が申し上げたとおりですので、非常に難しいということしかお答えできません。

渡辺委員　今の答弁はそうかもしれませんが、県あるいは国に対してそのような事例があった場合にはどうなるかということについて、しっかりとした見解等をもらってきたい。いかがでしょう。

酒井企画政策課長　市として、しっかり考えをもっていきたいと思っています。それについては考えさせていただきたいと思っています。

渡辺委員　今の答弁ですと、市がここに決めて、このエリアでもって緑と黄色については外せない、それ以外のところで決めてくださいと言ってるのに等しいと考えられます。それでは、なかなか前には進まないと思います。ちゃんとそこがクリアになるのかどうか、国や県の考え方をきちんと示すべきではないでしょうか。

酒井企画政策課長　国、県の指針に基づいてつくっておりますし、市の方針でやっておりますので市で検討すべきだと思っております。

森島委員　渡辺委員と関連しますが、エリアを当局から示されました。そのエリアについては（12月15日配布：新庁舎建設候補地エリア検討図）表紙の裏面にあるように地方自治法第4条2項でエリアの検討を行いましたということでございますが、これはあくまでも当局側の考えで示されたものでありますので、私はもう少しエリアを広くとって検討すべきではないのかなと思っております。結論的に黄色の部分にならざるを得ないのかもわかりませんが、ありきではなくて先般の大平恭児委員からも話がありましたように、小出インターあるいは人口重心地を含めた中で広くエリアをとるべきだろうと私は思っております。そのことによって市民が最終的にこうなったんだよという段階を踏まないで、ありきでやっていくというのが、私は危険を伴うのではないのかなと思っておりますので、意見として申し上げます。十分考慮していただきたいと思いますが、当局側の考え方をお示しくください。

中川副市長　最初に構想の段階で小出市街地エリア周辺ということで、図面をお示ししない中での説明でありました。その大きなねらいというのが、冒頭お話ししたとおり地方自治法第4条第2項に基づく市民にとっての利便性、地域の発展性というところから考えたわけでありまして。エリアを拡大するということは、基本的に市民にとっての利便性というのが薄まるんじゃないかということと、都市計画マスタープランの中でコンパクトシティ、拠点性というところが盛られているわけですが、その方針に対しても基本的には離れ

ていくというような状況が考えられましたので、できるだけ他の公共施設や官公庁、道路網との関係を考慮すると、ある程度限定的にならざるを得ないという状況がございましたので、そうした説明をさせていただきました。エリアについては、まずは大きな視点で開発する、庁舎を建設しようとする位置について少し広いエリアでの特定をしようということであったわけですが、それを拡大するというのは、拠点性から少し離れるということで開発候補地を前委員会で示したわけですが、都市計画の用途の関係については、後段農振のエリアの図面あるいはハザードマップ等いろいろあるわけですが、エリアを特定するのにこうした要素を全て加味すると、開発エリアではなくて開発候補地に、目線がうつっていくという危険性もあるということで、私どもとすれば、最初の前段の段階としてエリアを全体の中で皆様方のご判断をいただきたいなと思って提案したわけですが、いろいろとお話を申し上げてるところによると、どうしてもピンポイントになっていく、議論がそうなりつつあるんですが、できれば全体、相関的な考え方の中でまずエリアを特定いただければ大変ありがたいと思っています。

森島委員 お話は聞きました。その中で私はやはり都市計画区域も含めながら、渡辺委員が言われましたように、ここありきではなくてもっと広く求めていくというのが、私は当然市民にどこが適地なのかと選択肢を広げる意味ではベストだと思っています。ですので、ありきではなくて、このエリアの中で決めますよ、どうですか、というのが親切な説明なのではないのかなと私は思います。そのことによって、いろいろな障害物を排除していけば、結局はここなんだよということになると思うんです。最終的には場所なんですよ。ここで議論して最後は、3分の2の。小出島から要するに所在地を移すのに3分の2の議員がオーケーを出す。そこが1番。適地がどこなのかという議論が大事なのでエリアを決めるのではなくて、もう少しいろいろな問題があるのであれば、エリアを広くするべきだと私は思っております。そういうことで当局はあくまでもこのエリアを市民に説明に行くのか、お聞かせください。

中川副市長 冒頭お話しさせていただきましたが、市民に説明するに当たって当局としての、エリアの説明は口頭でさせていただきたいと思っております。この構想そのものについては、議会あるいは市民の皆さん方と一緒にやっていくということで、現在も(案)の状態です。ある程度合意が得られたという中で(案)をとりたいたいと思っております。魚沼市としての考え方について市民の皆さん方にお知らせをした上で、議会からはこういう意見が出てるといふ話は説明させていただきたいと思っております。我々が考えているのは、先ほどの話のとおりなんですけども、人口減少してる中で、エリアを広げることが果たしてまちづくり全体の有用性としていいのかどうかという問題がありますので、そこはきちんと説明させていただいた上でこの庁舎問題が地域のバランスを欠くというようなことに、あるいは綱引きにならないような配慮というのは、当然していかなくてはならないと思っております。

関矢委員 先ほど都市計画用途地域の設定をされたのは昭和49年ということでしたが、今ほど副市長が答弁をされていますけれども、地方自治法第4条第2項の中でエリアはこの地域ぐらいで決定をしたいという当局の考えですが、その中で、この都市計画用途地域はかなりの障害なわけですが、しかし、昭和49年ということであると、旧小出町の時に決めた都市計画ですよ。もう魚沼市は合併してるんですよ。6カ町村が。当然そのための都

市計画を見直すべきだと私は思うんですけど、そうした中でこのエリアだという住民に説明があるんであれば私はいいと思うんですよ。それができる、できないというのが今の答弁だとなかなか難しいとかではなくて、やはりそうだと、ここに市民の利便性があるから、ここは都市計画を見直すんだと、このことをやってさらにどうだ、と話をしないと納得はしないと思います。

中川副市長　魚沼市の堀之内都市計画あるいは小出都市計画を統合して10年経ったわけでございますけども、今、まさに都市計画の用途地域見直しの変更作業をしております。ただ、人口が全体では大きく変わらない中では、県の都市計画部局あるいは関係機関との協議で昭和49年からこの用途を使ってるということからすると、大きな見直しができないという状態であります。このことが、さらに大きく変えることにより、現在の用途に順化した建物が不適格建物になってしまうということでの社会的な問題も出てくるということで、難しいという表現は簡単だったわけですが、実はそういった長い歴史の中で用途を順化させてきたということからすると、大きく変更させることは非常に難しいという状況です。市だけで決定することができない、いろんな問題が尾を引くということを申し上げたかったわけでありまして。

関矢委員　たしかに用途で建てられた建物は、いろいろなものがあって障害があるかと思えます。しかしながら、今、国も政策してる地方創生の中で地方版の戦略というような絵柄を描かなきゃならない。魚沼市も第2次総合計画等いろんな計画をたてていくわけです。そのためにはある程度そういう壁を乗り越えてとか、大変な作業だろうけどもそういうことをやった中で、本当の魚沼市のまちづくりをやるんだという意気込みで向かっていかないと。ただ、この地域で庁舎を建てればいい、何かを建てればいい、もう1本で一つの事業事業になっちゃうんですよ。そういう中ではしっかり加味した中で、クリアにできるものはクリアにし、また、本当に市民の利便性を考える庁舎が、ここに建てられるというような努力をしていただきたいと思いますがいかがですか。

中川副市長　たしかに庁舎に背負わせる機能というところが今後の大きな議論になると思うんですけども、決してまちづくりの中心に庁舎が位置するということはないと思ってます。全体のまちづくりのビジョンの中に行政機能、あるいは官公庁としてのいろんな政治経済の中心としての機能を考えると庁舎そのものが非常に大きな性格を担うわけでございますけれども、用途とだけ絡めた話で考えれば、そこはなかなか庁舎イコール魚沼市全体のまちづくり計画というところにはならないとは思いますが。きょう都市計画用途のことについて全てお話することもできませんし、今、用途地域見直しの関係でプロジェクトチームの中でもいろいろ検討させていただいて、用途の全体の見直し案についてはほぼ固まりつつあります。また、都市計画街路についても見直しがされていて、それもほぼコンプリートされつつあります。ただ、議会の一般質問でもありましたが、例えば今まで商業地域の中で準防火地域でないところが準防火地域になったりしていますので、そういったところの制限が加わることに對して住民の皆さん方の問題の指摘も出ているわけでございます。非常に長い歴史の中で培ってきたこともあり、用途そのものを見直すのはそんなに簡単ではないということと、庁舎の問題についてはエリアの拡大の話もありますけれども、そこはまた都市計画だけの話ではありませんので、もう少し議会全体の中でエリアを膨らませたほうがいいのかということであれば、それはそれで一つの考え方です。我々が提

案したのは、一つの地形地物で囲まれたところが住民の利便性として非常に享受しやすいということで提案をさせていただいたわけです。皆さんそれぞれご意見があって然るべきだと思っていますので、そのように受け止めさせていただきます。

森山委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：54）

再　　開（11：04）

森山委員長　休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

下村委員　執行部の案は、第1に地方自治法第4条第2項の市民の利便性を考えて出されたものと思います。いろいろ意見は出ておりますけども、新潟県では新潟市と長岡市が正反対の方向でいろいろ言われてます。新潟市は県庁も市役所も郊外に出たもので、古町を始め商店街がさびれています。長岡市もニュータウン構想ではほとんど埋まっておらず、大手町も非常にさびれてしまった。それでまちなかにアオーレ長岡市役所をいろんな議論を出して建て、今、かなり人が戻ってきているようです。そういった悪例を新潟県は二つ持っている。どっちを選ぶんだということでコンパクトシティという考え方であれば、魚沼市は人口が減ってきている中で、中心地というのを二つとればどちらもさびれてしまう。そういった中で執行部が示したエリアは、決してそんなに狭いものではないと思います。これをまた広げていって、今の小出の中心市街地から何キロか離れたところに拠点的になる市役所ができるとなると、ますます魚沼市の衰退が加速化すると思います。やはり中心市街地といわれるところに、しっかりと集客ができるというか、総合的な買い物や病院通いもできる範囲に庁舎を建てて、中心がしっかりできないと遠隔地も発展できないと思いますので、まずは執行部の絞ったエリアの中で交通の便もいいところを選んでもらって、そこに向かって議員がいろんな意見を出せるような議論にしていきたいと思っていますので、私はこの執行部の案に賛成します。

佐藤(肇)委員　庁舎の建物と駐車場を2カ所に分けられますか。職員駐車場というような形にして、要は道1本挟んで、一連の土地ということでなくわけて検討ができるのかどうか。50メートル離れたらだめとか、そういった問題ではないと思いますが、いかがでしょうか。

酒井企画政策課長　建物と職員駐車場が離れていても、それは可能だと思っています。

佐藤(肇)委員　それであれば一つの例として、井口小学校の跡地にということで話が出ておりましたけども、今あの裏側には用途地域の指定のない地域があります。そこに庁舎を建てて、そして駐車場はその小学校の跡地を使うとか、そういったことも考え方によれば可能ということでしょうか。

酒井企画政策課長　そういう方針も可能とっております。それについては、エリアの中で絞っていく中で考えていけばいいと思っています。

渡辺委員　駐車場の話と長岡のアオーレの話がございました。アオーレは駐車場を地下につくったりもしております。そうすると地下につくるということも可能なのでしょうか。

酒井企画政策課長　可能だとは思いますが、コストを考えなければという話になります。

渡辺委員　執行部の出してきたエリアに反対しているわけではありません。ただ、用途変更



は可能なのでしょうかと言った時に、例えば井口小学校の場所を変更ができませんと言われてしまうと、せっかくある用地が使えなくなってしまうりですとか、それから県の出先機関である合同庁舎ですとか、福祉センター等を一体として開発したいといったときに、その用途変更ができないんだという話をされてしまうと、そこはこのエリアが使い勝手が悪くなるわけですね。ですので、そういった時には皆さん方からの意見や、開発の仕方によってはエリアを用途変更ができるんだという方向で答弁いただけるのであれば、エリアをここにしていくことだっただいぶよくなると思うんですよ。それができないんだって話をされてしまうと、相当難しいというのと、できないというのは違うというのはたしかにそうかもしれませんが、相当難しいからしませんっていうふうに捉えられてしまったら困るので、そのあたりは市としてどう開発していくかということで考えられると言っただけないと、このエリアというのは厳しいと思うんですけど、どうでしょうか。

中川副市長　都市計画法も農振法も開発の規制をするという立場から、この法律はできています。したがって市役所をつくるに当たって、こうした規制を市当局の都合で全て見直しができるということを前段で言うてしまうと、民間の開発、あるいは民間と今まで築いてきた信頼関係が大きく崩れる、影響が大きすぎるというところで難しいという話をさせていただきました。ただ、市全体として市民も含めて考えた時に、そういう法的な開発規制はあるけども、なんとかここをお願いしたいというところについては、現状の農振と同じ話だと思っております。ですので、見直しがかげられないとか、後日かけられないというような協議は不可能ではありませんけども、それを全ていいという前提で話をすすめてしまうと非常に影響が大きいという立場から話をしましたので、ご理解いただきたいと思えます。

渡辺委員　そうすると、このエリアの中で場所は決めるけれども、例えばエリアの中で決まった場所が今の用途では建てられないとなったときには、考えるというような答弁になるのでしょうか。

中川副市長　今の開発規制をどうやったらクリアできるかということは、当然のことながら網かけで規制がかかっているところについて、網かけのままではできないかとか、その基準の範囲内でできないかというのも技術的な検討に入らなければならないとは思いますが、用途の見直しだとか、農振の除外をするというようなことを前提では考えないということでもあります。ですので、基本的には用途というよりも、農振のことを考えたほうがわかりやすいかもわかりません。今、農振農用地になっているところを白地に除くということについて、全体の合意が得られるかどうか。あるいは構造的な問題、技術的な問題も含めてクリアできないかどうかというところで、関係機関、あるいは議会との相談にさせていただければと思っています。

渡辺委員　先般、斎場は都市計画法に基づいて用途を変更しなければいけなかったんですけども、その時にはわりとすんなりと用途変更ができたということですか。

中川副市長　斎場を建設しようとするエリアは、都市計画の用途は指定されておられません。斎場そのものが都市計画施設ということで、都市計画法に定められております。都市施設として都市計画の手続きを行ったわけでありまして。

佐藤(肇)委員　ハザードマップについてです。大切な施設ですので、水が上がるのが予想されるところにつくるというのはないとは思いますが、今現在の小出病院にしても、消防署にしても2メートル以下の地域と示された中で、それに対応できるような形で工事を

進められております。今回そのへんについて、色塗りされたところは考えないということでしょうか。それとも対策をすれば若干の部分については、対応できるというふうに考えておりますか。

酒井企画政策課長 基本的には、エリアの中で色のついてるところは考えないといえますか、第一候補から外すということで考えていくべきと思っております。

星野委員 私も来庁者の交通の利便性、あるいは他の官公庁との関係等を考えれば、このエリアが魚沼市の中で中心市街地に当たるというふうに考えますので、このエリアで適当だと思えます。

森島委員 私はそうではなくて、先ほどエリア検討図の黄色の部分を見て話をしたんですけども、今までのお話を聞いて用途地域図等々も見ながらしますと、もうピンポイントで決まってる場所だというような形にならざるを得ないということですので、先ほども言いましたように少しエリアを拡大すべきだと。そうした中で、私は市民に説明すべきだと考えております。

関矢委員 構想の中では合併特例債を考えているので、5年以内に建てたいということですが、当初は過疎債の対象になってます。過疎債のこれは何年、延長とかがあったのでしょうか。

酒井企画政策課長 過疎債は延長ということはありません。過疎債の計画にのってる部分については準備できるというようなことになります。

関矢委員 過疎債だと庁舎は対象にならないのか。

酒井企画政策課長 過疎債では庁舎は対象とならないので、できないということになります。

関矢委員 平成27年度までになってる過疎対策事業債は過疎債とは違うのか。

酒井企画政策課長 過疎債についても契約期間がありますし、順次延長というようなことでやっておりますので、今そうなっているということだと思います。

関矢委員 合併特例債は庁舎に使えるわけですけども、たしかに有利な起債だという事はわかります。きのうの越南タイムズにもありましたように、東北の復興、または東京オリンピック等々で非常に資材が高騰、また人手不足というような事から、今、着工するのは非常に割高ではないかというご意見もあります。その辺を考えた中で、過疎債の70パーセント充当されることがいいのか。もう5年ぐらい検討を考えたなら安くなるのか。先はわかりませんが、そのへんの検討はいかがでしょう。

酒井企画政策課長 資材の高騰というよりも、現庁舎の老朽化、防災対策等を含めると早い方がいいということで、特例債のこともありますが31年度ということで決めさせていただきましたので、この考え方でいきたいと思っております。

関矢委員 合併特例債、これ以上の有利な起債は庁舎に該当するものはないということでしょうか。

酒井企画政策課長 そのとおりです。

遠藤委員 市民説明会に向けて議員の意見は意見として、今得た意見は踏まえていただきたいと思いますが、市民説明会に出た時にこのエリアを報告をして、今言ったように用途地域のことでエリアは指定してあるけれども、このエリアの中でもこの色分けのところは建てられないということは、明確に市民に説明する予定でしょうか。あくまでもエリアとして報告する形でしょうか。

酒井企画政策課長　　市民説明会ではこの構想(案)をもって出かけます。そこで文言としてこの範囲ということでもありますので、口頭で地物地形のこの範囲の中でいきますという話でエリアの説明をさせていただきたいと思っております。

遠藤委員　　どうしても場所ですとか、大きさですとか、そういった話に話題は及ぶと思うんですが、市民説明会の中でもそうですし、議員とこれから委員会を通じていろいろとやる中でも、コンパクトシティの構想がありますが、やはり国においても地方創生ということで人口集約地をつくっていかうというような構想の中で、人の集まれるエリアをきちんとつくっていくという構想も国の枠組みにもあるわけですので、庁舎ができれば、こういった新しい絵がそこに描けるのかということは市としても構想の中にエリアの問題だけでなく、このエリアにした場合にコンパクトシティの構想もわかりますけども、国との関連、今後協議が必要になってくる定住自立圏の問題など、他自治体との連携も踏まえると公共交通を生かせるこういった場所ですとではだめなんだというような話を構想としていくべきだと私思います。場所とかエリアとかに議論が及びますと、市全体の俯瞰的な構想にならないと思います。その辺を私は注意して説明会をするべきとは思いますが、これは執行権の問題もありますので意見としてですけど、構想等ありましたらお聞かせください。

酒井企画政策課長　　おっしゃるとおりだと思いますので、十分参考にして説明会に出たいと思っております。

中川副市長　　補足して若干説明させていただきます。まずエリアを決めるというところが、この間何回も申し上げてきましたけども、魚沼市全体を考えた時どこに拠点的な施設をおくのかと、そのことが市民全体の利便性の向上につながるというところについては、きちんと説明しなければならないと思っています。このエリアの中からさらにいろんな条件を課した中で、開発候補地というのが決まってくると思います。そこには市有地があるかないか、また、土地の価格等いろんな問題が出てくると思います。コストの問題も出てくると思います。そうした中でいくつか開発候補地を特定した時に、果たしてここが本当にいいのかどうかというところが現実的な話になっていくと。そこを中心に逆に新しいまちづくりのビジョンが描けるのかどうかということも含めて、議論が展開されていくと思っています。ですので開発エリアというのは、今回我々が提示させていただいた開発エリアのいずれかに建てた時に本当に市としていいのかどうかという議論を今までいただいたわけですので、中にはもう少しエリアを広げた方がいいという話もございましたけれども、その辺は住民に対してもきちんと説明をしなければなりません。また、遠藤委員から指摘がありましたようなところについても、今後これを一つのベースにして、この中で適地があるかどうかというところはきちんと提示させていただく。そして皆さん方からジャッジをしていただく、というようなやり方ですすめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大屋委員　　確認ですが、今いろいろ議論する中でこの黄色のエリアについては拡大すべきだという意見も委員から出されましたが、当局としてはこのエリアはもう変更しないのか、あるいは住民説明会の中でそういった意見が出た場合には変更するのでしょうか。

酒井企画政策課長　　説明会ではこの黄色で示したエリアで説明させていただきますし、その拡大についてはご意見をお聴きしながら、必要であれば検討したいと思っております。

森山委員長　　おおむね意見が出つくしました。エリアについては拡大を求める意見もありま

した。きょう出ました意見を踏まえて、当局は説明会に臨んでいただきたいと思います。  
本件については引き続き調査していくこととし、本件は以上としたいと思います。

## (2) その他

森山委員長 日程第2、その他についてを議題とします。その他皆さんの中でご意見協議事項等はありませんか。

大屋委員 今、議論をした中で、エリアをもって市民説明会をするということですが、いつ頃からやりますか。

酒井企画政策課長 市民周知が必要ですので、市報が1月25日発行になります。それに合わせて案内を出すと2月の半ば前後になると思いますが、日程について詳細を決めておりません。おおむね2月議会が始まる前には行いたいと考えております

森山委員長 ほかにありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の庁舎再編整備特別委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11:33)